

○栃木市児童発達支援利用者負担額一部助成事業実施要綱

平成22年3月29日

告示第62号

改正 平成23年9月12日告示第251号

平成24年3月26日告示第96号

(題名改称)

平成26年3月4日告示第97号

平成27年12月25日告示第416号

平成28年2月16日告示第50号

平成30年2月21日告示第49号

令和2年10月1日告示第390号

(目的)

第1条 この告示は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2の2第2項に規定する障害児通所支援のうち児童発達支援について、療育の訓練等が必要な就学前の障がい児に対し、市が利用者負担額の一部を助成する事業（以下「事業」という。）を実施することにより、福祉の増進を図ることを目的とする。

(平24告示96・平28告示50・一部改正)

(対象者)

第2条 事業の対象者は、法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証の交付を受けている者で、その同一の世帯に属する者のいずれかに市町村民税が課税されているものとする。

(平24告示96・平30告示49・一部改正)

(助成金の額)

第3条 事業の助成金の額は、1日につき、1事業所200円とする。

(申請)

第4条 事業の利用を希望する者（以下「申請者」という。）は、児童発達支援利用者負担額一部助成資格認定申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(平24告示96・一部改正)

(決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容等を審査し、この事業の利用の可否を決定する。

2 市長は、前項の決定について児童発達支援利用者負担額一部助成資格認定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。

3 認定期間は、市長が前条の規定による申請書を受理した日の属する月の初日から起算し、4月又は5月の申請については当該年度の6月末日まで、6月から翌年3月の申請については翌年度の6月末

日までとする。

(平 2 4 告示 9 6 ・ 一部改正)

(助成金の請求)

第 6 条 前条第 2 項の規定により認定の通知を受けた者（以下「認定者」という。）は、助成金の交付を受けようとするときは、児童発達支援利用者負担額一部助成請求書（別記様式第 3 号）に、児童発達支援提供実績記録票の写し及び利用者負担額の領収書又はその写しを添えて、市長に請求するものとする。

(平 2 4 告示 9 6 ・ 一部改正)

(助成金の交付)

第 7 条 市長は、前条の請求が適切であると認めるときは、児童発達支援利用者負担額一部助成額決定通知書（別記様式第 4 号）により、当該認定者に通知し、助成金を交付する。

(平 2 4 告示 9 6 ・ 一部改正)

(助成金の代理受領)

第 8 条 認定者は、前条の規定により交付される助成金の受領を児童発達支援提供事業者に代理受領させることができる。

(平 2 4 告示 9 6 ・ 一部改正)

(資格認定の取消し)

第 9 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、資格認定を取り消すことができる。

- (1) 認定者が市内に住所を有しなくなったとき。
- (2) 認定者が死亡したとき。
- (3) 認定期間が終了したとき。
- (4) 第 2 条に規定する対象者でなくなったとき。

(台帳の整理)

第 1 0 条 市長は、認定通知書を交付したときは、別に定める台帳に必要事項を記載しておかなければならない。

(助成金の返還)

第 1 1 条 市長は、認定者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき若しくは受けようとしたときは助成決定を取り消し、又は既に交付した助成金のあるときはその全部若しくは一部を返還させることができる。

(補則)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 2 2 年 3 月 2 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の大平町障害者介護給付費等利用者負担額一部助成事業実施要綱（平成18年大平町告示第85号）又は藤岡町児童デイサービス利用者負担額一部助成事業実施要綱（平成18年藤岡町訓令第32号）（以下これらを「合併前の要綱」という。）の規定により交付決定を受けた助成金については、なお合併前の要綱の例による。
- 3 前項の規定によるほか、この告示の施行の日の前日までに、合併前の要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(岩舟町の編入に伴う経過措置)

- 4 岩舟町の編入の日の前日までに、編入前の岩舟町児童発達支援利用者負担額一部助成事業実施要綱（平成24年岩舟町告示第81号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされた決定、手続その他の行為とみなす。

(平26告示97・追加)

附 則（平成23年告示第251号）

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第96号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第97号）

この告示は、平成26年4月5日から施行する。

附 則（平成27年告示第416号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

(栃木市児童発達支援利用者負担額一部助成事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

- 5 この告示による改正後の栃木市児童発達支援利用者負担額一部助成事業実施要綱の規定は、施行日以後の認定書から適用し、施行日前になされた認定書については、なお従前の例による。

附 則（平成28年告示第50号）抄

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第49号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年告示第390号）

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の栃木市児童発達支援利用者負担額一部助成事業実施要綱の規定は、この告

示の施行の日以後になされる申請から適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

別記様式第1号(第4条関係)

児童発達支援利用者負担額一部助成資格認定申請書

フリガナ 障がい児氏名				生年月日	年 月 日
個人番号					
住所	電話番号				
世帯の状況	氏名	個人番号	続柄	生年月日	備考
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
				年 月 日	
上記のとおり児童発達支援利用者負担額の一部助成を申請します。					
(宛先)栃木市長					
年 月 日					
申請者 住所					
氏名					
㊟					

別記様式第2号(第5条関係)

児童発達支援利用者負担額一部助成資格認定(却下)通知書

年 月 日

様

栃木市長



さきに申請のありました児童発達支援利用者負担額一部助成資格認定申請については、次のおり認定(却下)したので通知します。

認 定

障がい児氏名		生年月日	年 月 日
認定期間	年 月 日から 年 月 日まで		

却 下

却下の理由

別記様式第3号(第6条関係)

児童発達支援利用者負担額一部助成請求書

フリガナ 障がい児氏名		生年月日	年 月 日
住 所	電話番号		
利 用 年 月	年 月 分		
助 成 請 求 額	円		
代理受領の有無	有 ・ 無		
代理受領有りの 場合の委任者	受領を委任する事業者名		
	委任する事業者の住所等	電話番号	
<p>上記のとおり児童発達支援利用者負担額の一部助成を関係書類を添えて請求します。</p> <p>年 月 日</p> <p>(宛先)栃木市長</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 ㊟</p>			

※添付書類として、児童発達支援提供実績記録票の写し、利用料領収書を添付してください。

利用者負担額一部助成金を次の口座に振り込んでください。

口座振込依頼欄	金融機関名	本店・支店 出張所	種目	口座番号
			1 普通預金 2 当座預金 3 その他	
	フリガナ			
	口座名義人			

別記様式第4号(第7条関係)

児童発達支援利用者負担額一部助成額決定通知書

年 月 日

様

栃木市長



さきに請求のありました助成金については、次のとおり決定しましたので通知します。

障がい児氏名		生年月日	年 月 日
住 所	電話番号 栃木市		
利 用 年 月	年 月 分		
助 成 額	円		
代理受領の有無	有 ・ 無		
代理受領有りの 場 合 の 委 任 者	受領を委任する事業者名		
	委任する事業者の住所等	電話番号 ()	

利用者負担額一部助成金の交付先(申請者指定の金融機関など)	
金 融 機 関 名	
口 座 番 号	
口 座 名 義	
振 込 予 定 日	年 月 日

別記様式第1号（第4条関係）

（平23告示251・平24告示96・平27告示416・令2告示390・一部改正）

別記様式第2号（第5条関係）

（平23告示251・平24告示96・一部改正）

別記様式第3号（第6条関係）

（平23告示251・平24告示96・令2告示390・一部改正）

別記様式第4号（第7条関係）

（平23告示251・平24告示96・令2告示390・一部改正）